第5章 介護保険料の算出

第5章 介護保険料の算出

1 第1号被保険者の保険料の考え方

(1) 給付と負担の関係

65歳以上の第1号被保険者の保険料は、市町村ごとに決められ、その額は市町村の被保険者が利用する介護サービスの量を反映した金額になります。

保険料は、計画期間中のサービス利用見込量に応じたものとなり、その結果、サービスの利用量が増えれば保険料は上がり、利用量が減れば下がることになります。

(2) 第1号被保険者の負担割合の変更

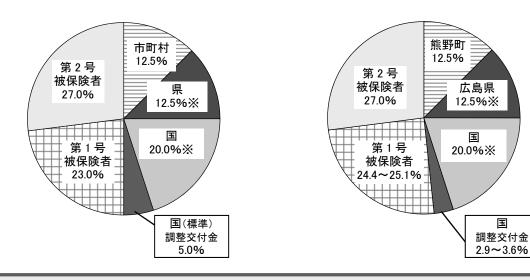
保険から支払われる標準給付費見込額については、その半分を国、広島県及び本町が 公費で負担し、残り半分を第1号被保険者保険料(65歳以上の人)と第2号被保険者 保険料(40歳から64歳までの人)で負担します。

平成 27 年度から平成 29 年度までの第 1 号被保険者の負担割合は 22%でしたが、 平成 30 年度から 23%に増加します。

また、地域支援事業費についても第1号被保険者が23%を負担することとなります。 なお、この第1号被保険者負担割合については、市町村ごとに後期高齢者加入割合補 正係数、所得段階別加入割合補正係数によって調整されます。

[図] 介護保険事業の財源構成

[図] 熊野町の介護保険事業の財源構成



第 1 号被保険者負担割合=23%×後期高齢者加入割合補正係数×所得段階別加入割合補正係数

※施設利用分は県 17.5%、国 15.0%の財源構成となります。

2 介護保険料の算出

(1) 算出方法

平成 30 年度から平成 32 年度の 3 年間にかかる総費用を基準として、保険料の算出を行います。

[図] 介護保険料算出フロー

①平成 30~32 年度の各年度における サービス給付見込額及び地域支援 事業費を算出します。



②3年間にかかる総事業費の見込みを算出します。

※特定入所者介護サービス費、高額介護 サービス費、審査支払手数料の見込額 を加算し、一定所得者の利用者負担見 直しに伴う財政影響額を減額します。



③3年間に第1号被保険者の保険料でまかなうべき給付費を算出します。



④第1号被保険者の保険料徴収でま かなうべき保険料賦課総額を算出 します。



⑤平成 30~32 年度における保険料基 準額(年額)を決定します。 (以後、3年ごとの見直し実施) ※後期高齢者補正係数・所得補正係数を 算出し、国の調整交付金と第1号被保 険者の負担割合を調整します。

※徴収すべき年間保険料賦課総額を 65 歳以上人口で人数割して 1 人当たりの 金額を求めます。この場合の人数は、 所得段階別の人数に、基準額に対する 各段階の負担割合 (0.5 倍~2.0 倍) を 掛け合わせたものになります。

(2)標準給付費の見込み

総給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加算して標準給付費を算出します。平成 30 年度から平成 32 年度における標準給付費の見込額は、次のようになります。

[表] 標準給付費の見込額

区分	平成 30 年度 平成 31 年度		平成 32 年度	合 計	
総給付費(円)*	1,960,888,895 円	2,155,878,289 円	2,353,352,358 円	6,470,119,542 円	
特定入所者介護サービス 費等給付額(円)	85,988,661 円	94,564,646 円	103,229,329 円	283,782,636 円	
高額介護サービス費等給 付額(円)	34,189,676 円	37,599,545 円	41,044,683 円	112,833,904 円	
高額医療合算介護サービ ス費等給付額(円)	3,525,127 円	3,876,701 円	4,231,912 円	11,633,740 円	
審查支払手数料(円)	1,384,593 円	1,504,643 円	1,623,223 円	4,512,459 円	
標準給付費見込額(円)	2,085,976,952 円	2,293,423,824 円	2,503,481,505 円	6,882,882,281 円	

^{*}総給付費は、一定所得者の利用者負担の見直し、消費税率等の見直し、処遇改善に伴う介護報酬改定に伴う財政影響額を反映したものです。

(3) 地域支援事業費の見込み

① 地域支援事業の構成

地域支援事業の構成は、①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業に大別されます。

【地域支援事業】

- ①介護予防・日常生活支援総合事業
- ・介護予防・生活支援サービス事業
- •一般介護予防事業

②包括的支援事業

- ・地域ケア会議の充実
- ・在宅医療・介護の連携推進
- ・認知症施策の推進
- ・生活支援サービスの基盤整備

③任意事業

- •介護給付適正化事業
- ・介護者への支援 など

② 地域支援事業費の見込み

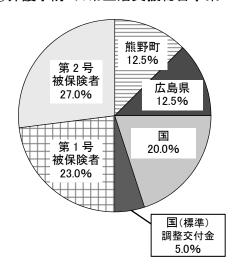
介護予防・日常生活支援総合事業費については、平成 29 年度の実績見込みを勘案 し、地域支援事業費を見込みました。

[表] 地域支援事業費の見込額

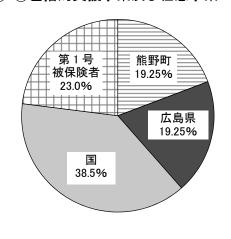
区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合 計
地域支援事業費(円)	85,731,000 円	88,955,000 円	91,371,000 円	266,057,000 円
介護予防·日常生活支 援総合事業費	44,636,000 円	45,975,000 円	47,354,000 円	137,965,000 円
包括的支援事業・任意 事業費	41,095,000 円	42,980,000 円	44,017,000 円	128,092,000 円

[図] 地域支援事業の財源構成

①介護予防・日常生活支援総合事業



②・③包括的支援事業及び任意事業



(4) 第1号被保険者の保険料基準額

第1号被保険者の保険料基準額は、基本的に次の式で算出されます。

保険料基準額=((標準給付費見込額+地域支援事業費)×第1号被保険者負担割合

+調整交付金差額(調整交付金相当額 5%ー調整交付金見込額)+財政安定化基金拠出金ー準備基金取崩額) ÷予定保険料収納率÷3年間の所得段階補正高齢者合計数

		予定していた保険料収納率を下回る、予想を上回って給
		付費の増大が生じるなどを理由として財源不足が生じる場
		合に、介護保険財政に生じる赤字、またはこの赤字を埋める
財政安定化基金拠出率	0.0%	ための一般会計からの繰り入れを回避させ、保険財政の安
		定化を図ることを目的として、必要な資金の交付や貸付を行
		うため、「財政安定化基金」が設置されています。
		なお、本計画期間の保険者からの拠出はありません。
予定保険料収納率	99.35%	第 1 号被保険者保険料の収納率の予測。

[表] 第1号被保険者の保険料算定

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合 計
標準給付費(円)	1	2,085,976,952 円	2,293,423,824 円	2,503,481,505 円	6,882,882,281 円
地域支援事業費(円)	2	85,731,000 円	88,955,000 円	91,371,000 円	266,057,000 円
介護予防・日常生活支援総合事業費(円)	2 a	44,636,000 円	45,975,000 円	47,354,000 円	137,965,000 円
包括的支援事業・任意事業費(円)	2 b	41,095,000 円	42,980,000 円	44,017,000 円	128,092,000 円
第 1 号被保険者負担額(円)(①+②)×23%	3	499,492,829 円	547,947,130 円	596,816,076 円	1,644,256,035 円
調整交付金相当額(円) (①+②a)×5%	4	106,530,648 円	116,969,941 円	127,541,775 円	351,042,364 円
調整交付金見込額(円) ⑤		61,362,000 円	78,838,000 円	92,850,000 円	233,050,000 円
調整交付金との差額(円) ④一⑤	6	45,168,648 円	38,131,941 円	34,691,775 円	117,992,364 円
準備基金取崩金(円)					34,930,000 円
第1号被保険者保険料収納必要額(円)③+⑥-	1,727,318,399 円				
予定保険料収納率(%)					99.35%
所得段階別補正後第1号被保険者数(人) ⑩	8,480 人	8,480 人	8,476 人	25,435 人	
第7期第1号被保険者保険料基準年額(円) ⑧÷⑨÷⑩				≒68,355 円	

[表] 所得段階別第1号被保険者の保険料

階層区分	課税		本人所得状況		割合	保険料		
旧信区力	本人	世帯	本人 所 特认元		리ㅁ	(年額)		
第1段階		老齢福祉年金の受給者 又は生活保護の受給者		0.5*	34,177 円*			
77.172.16		非課税	合計所得金額の合計課税年金収入額と	80 万円以下	(0.45)	(30,759 円)		
第2段階	非課税			80 万円超~120 万円以下	0.75	51,266 円		
第3段階				120 万円超	0.75	51,266 円		
第4段階		課税	の人 の額 会と 記と		0.85	58,101 円		
第5段階 (保険料基準額)			āl	80 万円超	1.00	68,355 円		
第6段階			合計所得金額	120 万円未満	1.15	78,608 円		
第7段階				120 万円以上~200 万円未満	1.30	88,861 円		
第8段階	理铅			200 万円以上~300 万円未満	1.50	102,532 円		
第9段階	市木介尤			300 万円以上~400 万円未満	1.70	116,203 円		
第 10 段階				400 万円以上~600 万円未満	1.90	129,874 円		
第 11 段階						600 万円以上	2.00	136,710 円

* ()内は、公費を投じて行う保険料軽減措置後の割合及び保険料年額